

随意契約等に関する運用事項

令和4年度以降に発生した豪雨災害からの復旧を推進するため、入札不調となった災害復旧工事等について、受注意向の申し出のあった事業者が居た場合は随意契約等の手続きを行います。

1 受注意向の申し出

受注意向のある事業者は、案件毎に設定する提出期限までに、山本地域振興局建設部企画・建設課企画監理チームに「受注意向申出書」(様式1)を提出してください。

なお、提出方法は、「持参」「FAX」「メール」とします。

2 対象工事

- ・令和6年11月1日以降に公告した条件付き一般競争入札で入札不調となり、発注者が選定した災害復旧工事等

- ・毎月1日に山本地域振興局建設部より、対象工事を掲載した「災害復旧工事等一覧表(様式2)」(以下「一覧表」という)を各事業者宛にFAXで情報提供します。

※1日が休日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日という)の場合には、休日の翌日に情報提供します。

3 対象者

申し出ることができる者は、次のすべての要件を満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県建設業者等級格付名簿(一覧表に示す格付工種及び等級)に登載されていること。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業の許可(一覧表に示す許可業種及び許可区分)を受けていること。
- (4) 一覧表に示す許可業種について、請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
- (5) 受注意向の申出から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- (6) 一覧表に示す所在地に、「建設業法第3条に規定する営業所」又は「建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する特例要領」第5第4項(平成23年5月1日改正前の特例要領第6第4項又は第5項を含む。)の規定に基づく営業所を有すること。
- (7) 本工事に配置する監理技術者又は主任技術者は、「監理技術者等の工事現場における専任配置等について」(平成16年3月31日付け建管-3097)により配置できること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (9) 本工事の計画業務又は設計業務(これらの業務と一体的に行われる調査業務を含む。)を行った者でないこと。
- (10) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者(適用除外事業所を除く。)であること。
- (11) 電子入札運用基準第3に基づく利用者登録を行っていること。
- (12) その他の入札参加資格要件で不明な点がある場合には、受注意向申出書の提出の際に確認すること。

4 随意契約等の手続き

毎月１０日、２０日、月末日（以下「期限日」という。）の午後３時を期限として、３者以上の事業者からの申出があった場合に、随意契約にかかる手続きを行うものとします。

※期限日が休日の場合は、休日の翌日を期限日とします。

申し出のあった事業者に対しては、電子入札システム等で見積依頼をしますので、見積依頼書に記載された提出期限までに、必要な資料を提出してください。

なお、申し出者が３者に満たない場合には、改めて一覧表へ掲載又は条件付き一般競争入札等による再公告を行います。

< 申出書の提出及び問合せ先 >

山本地域振興局 建設部

企画・建設課 企画監理チーム

TEL : 0185-52-6101

FAX : 0185-54-5226

E-mail : yamaken@pref.akita.lg.jp